

平成24年産稲から生じる稲わらの取扱いに関する周知徹底等について

平成25年3月1日

- 1 本通知の対象となる県は、2月3日付け通知及び5月18日付け通知に基づく調査の結果（以下「調査結果」という。）、稲わらから飼料の暫定許容値の1/2（50 Bq/kg）を超える放射性セシウムが確認された宮城県、福島県及び栃木県とする。
- 2 1の各県においては、
 - ① 調査結果が50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村
 - ② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成24年7月12日付け原子力災害対策本部）に基づき実施した平成24年産米の検査において50 Bq/kgを超過した地点を含む市町村を含む地域を調査地域として定め、当該地域内に所在する耕種農家、畜産農家、飼料生産者、飼料販売者その他飼料を取り扱う者に対して、当該地域で生産された、25年収集稲わらの飼料としての利用等を自粛するよう要請する。
- 3 上記2の調査地域で生産された25年収集稲わらの飼料としての利用等は、収集した稲わらの生産ロット毎（原則として、生産者毎）に個別に放射性セシウムの検査を実施し、飼料の暫定許容値等以下であることが確認された場合に限り、利用等の自粛を解除すること。
- 4 各県は、3により実施した25年収集稲わらの検査の状況を農政局に報告すること。